



## (補償請求手続の中止及び受継)

**第十九条** 補償の請求をした者が請求の手続中死亡し、又は相続人たる身分を失った場合において、他に請求人がないときは、請求の手続は、中断する。この場合において、請求をした者の相続人及び請求をした者と同順位の相続人は、二箇月以内に請求の手続を受け継ぐことができる。

2 裁判所は、前項の規定により手続を受け継ぐことのできる者で裁判所に知っているものに対しても、同項の期間内に請求の手続を受け継ぐことができる旨を通知しなければならない。

3 第一項の期間内に手続を受け継ぐ旨の申立がないときは、裁判所は、決定で請求を却下されなければならない。

## (即時抗告又は異議の申立)

**第二十条** 第十六条の決定に対しても、請求人及びこれと同順位の相続人は、即時抗告をすることができる。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 前項の即時抗告及び異議の申立てについての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五十五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 第九条から第十五条まで、第十七条及び前条の規定は、前二項の場合に準用する。

**第二十一条** 補償の払渡は、補償の決定をした裁判所に請求しなければならない。

2 補償の払渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人のした補償払渡の請求は、渡は、その全員に対してもしたものとみなす。

3 第十一条の規定は、裁判所が補償払渡の請求を受けた場合に準用する。

**第二十二条** 補償の請求権は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。補償払渡の請求権も、同様である。

**（請求権の譲渡及び差押の禁止）**

**第二十三条** この法律の決定、即時抗告、異議の申立て及び第十九条第二項の抗告については、この法律に特別の定のある場合を除いては、刑事訴訟法を準用する。期間についても、同様である。

**（補償決定の公示）**

**第二十四条** 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立てにより、すみやかに決定の要旨を、官報及び申立人の選択する三種以内の新聞紙に各一回以上掲載して公示しなければならない。

2 前項の申立ては、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

3 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立てをすることはできない。

4 前三项の規定は、第五条第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

**（免訴又は公訴棄却の場合における補償）**

**第二十五条** 刑事訴訟法の規定による免訴又は公訴棄却の裁判を受けた者は、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して、抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘置による補償を請求することができる。

2 前項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する規定を準用する。

補償決定の公示についても同様である。

(逃亡犯罪人の引渡しを請求した場合における補償)

**第二十六条** 日本国が外国に対し逃亡犯罪人の引渡しを請求した場合において、当該外国がその引渡しのためにした抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

## (送出移送をした場合における補償)

**第二十七条** 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第六号の送出移送をした場合において、同条第八号の執行国が同条第十二号の送出移送犯に係る懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助としてした拘禁は、日本国による刑の執行とみなす。

**第二十八条** 國際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第十九条の国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合において、当該国内受刑者が受刑者証人移送として移送されたいた期間における身体の拘束は、日本国による刑の執行とみなす。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五条第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四条の公示は、同条の規定にかかわらず、官報だけで行うものとする。

2 刑事補償法(昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 この法律中無罪の裁判を受けたことを理由とする補償の請求に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後一年以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができる。

5 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合は、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならぬ。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又是第五条第二項前段に規定する理由による補償の請求があつた場合でも、第二十四条の規定による申立てをすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号。以下「応急措置法」という。)の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 応急措置法第十七条の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一条第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

9 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条の規定により旧刑事訴訟法及び応急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の第四十五条の引致状による抑留及び留置は、刑事補償法の適用については、改正後の第四十一条の引致状による抑留及び留置とみなす。

## 附則

1 この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。

## 附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日法律第五八号)抄

## 附則

1 この法律は、刑法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則

1 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償につい

**附 則**（昭和三九年五月二十九日法律第八六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四三年五月三〇日法律第七五号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和四八年六月二二日法律第三七号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和五〇年一二月一〇日法律第八七号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和五三年四月二五日法律第二八号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和五五年五月七日法律第四二号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和五七年八月一〇日法律第七六号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和六三年五月一七日法律第四二号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和六四年六月一六日法律第八三号）

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（平成四年六月一六日法律第六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一四年六月一二日法律第六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一六年六月九日法律第八九号）抄

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

この法律が日本国に適用される場合の適用範囲等に関する規定は、公

布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則**（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

**附 則**（平成一九年六月一五日法律第八八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

**附 則**（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則**（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施

四及び五  
六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十九条の次に十三条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二百二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
(刑事補償法の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 第三号施行日から第六号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事補償法第一条第三項の規定の適用については、同項中「第四百八十五条の二又は第四百八十六条第二項」とあるのは、「又は第四百八十六条第二項」とする。